



東南アジアで顕著な人権課題と、日本企業が 人権デューディリジェンスで注意すべきポイント

2025年12月

西村あさひ法律事務所・外国法共同事業

目次

I. はじめに

II. 調査手法

III. 東南アジアで散見される人権課題の例（国際機関や市民社会団体などからの調査によるもの）

IV. 企業に求められる行動

V. 企業による好事例

VI. 東南アジア地域における人権デューディリジェンス・見落としがちなポイント

1. はじめに

- ▶ 東南アジア諸国に進出している日系企業の現地での事業活動及びサプライチェーンにおいては、様々な人権課題が存在し、人権デューディリジェンスの取り組みは急務
- ▶ 取り組むにあたっての課題
 - ▷ 具体的な取り組み方法がわからない
 - ▷ 日本の本社と比べて圧倒的に少ない人的・資金的リソース
 - ▷ これさえ実施していれば十分であるという意味での「チェックリスト」は、人権デューディリジェンスに関する国際規範の観点からは、望ましいことではないと考えられている
- ▶ 報告の構成
 - ▷ 実際に東南アジアで散見される人権課題の例を、その具体的な場面・状況を含めて調査した上で、国別・産業別に整理
 - ▷ 当該人権課題に対して、企業の**人権デューディリジェンスとしてどのように実務上取り組むべきか**の具体的な提示
 - ▷ 当該取り組みが「実現不可能な理想論」ではないことの証左としての、実際にそうした取り組みを実践している企業が存在することを示す**好事例集**
 - ▷ 特定の質問事項に当てはまる場合、人権デューディリジェンスとして取り組むべき点を看過している可能性があるという**「見落としがちなポイント」**を検出するための**チェックリスト**

2. 人権デューディリジェンスとは

- ▶ 人権デューディリジェンス：合理的かつ慎重な企業が、自らの状況（業種、事業環境、規模、その他類似の要因を含む）を踏まえ、人権を尊重する責任を果たすために実施する必要がある継続的な管理プロセスであり、M&Aのデューディリジェンスと、人権デューディリジェンスとは、以下を含む様々な点において全く異なるプロセスである

	M&Aデューディリジェンス	人権デューディリジェンス
目的	企業買収の実施の可否・ストラクチャー、企業価値、買収に係る契約上必要な手当等を検討するため	企業が 人権尊重責任を果たすため
対象となるリスク	買収主体である企業にとってのリスク（財務リスク、会計・税務リスク、法務リスク等) ⇒検出されたリスクは、契約書や買収価格に反映する等して、M&Aの当事者間でどちらが負担するかを決める	影響を受けるステークホルダーの人権に与える負の影響（ 企業の財務に影響があるか、法令を遵守しているかとは関係がない ） ⇒特定された実際の負の影響は、停止・軽減・救済し、潜在的な負の影響は予防する
対象範囲	買収対象企業（子会社等を含む場合もある）	自社・自社グループの事業が生じさせている又はそのおそれがある負の影響のほか、 バリューチェーンによる事業上の関係を通じて助長又は直接関連している実際の若しくは潜在的な負の影響も含む
タイミング	企業買収前の一定期間実施	継続的に常に実施している
守秘性	買収検討段階に実施されるものであり守秘性が高い	透明性が求められる（ 外部ステークホルダーへの説明 がデューディリジェンスのプロセスに組み込まれている）

目次

I. はじめに

II. 調査手法

III. 東南アジアで散見される人権課題の例（国際機関や市民社会団体などからの調査によるもの）

IV. 企業に求められる行動

V. 企業による好事例

VI. 東南アジア地域における人権デューディリジェンス・見落としがちなポイント

1. デスクトップ調査(対象期間等の詳細は報告書参照)

国連機関関連文献のうち、東南アジア地域の国々に関するもの

- ▶ 国連人権理事会のUniversal Periodic Review
- ▶ ビジネス、環境、先住民族、現代奴隸制、人身取引、女性差別に関する特別手続の国別訪問に係る報告書
- ▶ ミャンマー及びカンボジアについて、特別報告者による人権状況報告
- ▶ ミャンマーについて、以下の報告書
 - ▷ 独立国際事実調査団による報告書『Detailed findings of the Independent International Fact-Finding Mission on Myanmar』（2019年）
 - ▷ OHCHRによるミャンマーの人権状況に関する報告書『Situation of human rights in Myanmar Report of the United Nations High Commissioner for Human Rights』（2024年）
- ▶ CCPR・CESCRの国家報告審査
- ▶ 上記のほか、OHCHR、IOM、ILO、UNDPが公表している資料

東南アジア地域の国々の国家人権機関による現地語での情報発信内容

- ▶ Komnas HAM（インドネシア）
- ▶ Commission of Human Rights（フィリピン）
- ▶ SUHAKAM（マレーシア）
- ▶ National Human Rights Commission（タイ）

NGOその他の団体による東南アジア地域のビジネスと人権に関する情報発信内容

- ▶ ビジネスと人権センターに掲載されている過去2～5年分の各国に関する記事
- ▶ ミャンマーに関する以下のレポート
 - ▷ Justice for Myanmar による鉱業セクターの調査報告『Mines Humanity』（2024年）
 - ▷ Ethical Trading Initiative による縫製業セクターに関する報告書（2022年）

2. ヒアリング

専門家へのヒアリング

- ▶ 2025年8月から10月にかけて、東南アジア地域におけるビジネスと人権の問題に詳しい国際機関、国家人権機関、国際NGO、アカデミア、企業（TAT WIN Co., Ltd.及びPT. Alter Trade Indonesia）等の専門家に対してヒアリングを実施

目次

I. はじめに

II. 調査手法

III. 東南アジアで散見される人権課題の例（国際機関や市民社会団体などからの調査によるもの）

IV. 企業に求められる行動

V. 企業による好事例

VI. 東南アジア地域における人権デューディリジェンス・見落としがちなポイント

1. サマリー

人権DDを実施する企業としては、**サプライチェーン上の製造現場だけが人権侵害の現場であると考えてはならない**。移住労働者の移住の経緯や職場内外の家族含めた処遇、近隣国にも広範に及び得る環境への影響、人権擁護者に対するハラスメントやプロジェクトのための土地収奪等、幅広いステークホルダーの人権に対する負の影響に対処するためのステークホルダーエンゲージメントが必要

東南アジアで顕著な人権課題（国際機関や市民社会団体などからの調査によるもの）

移住労働者

- ・送出国（ミャンマー、フィリピン、ラオス等）では、海外就労希望者を仲介業者等が搾取
- ・受入国（シンガポール、マレーシア、タイ等）では、労働時間・賃金といった労働条件だけでなく、劣悪な宿舎や地域社会における差別・排斥等、労働現場以外でも人権侵害が発生し得る
- ・移住労働者は、製造ラインだけでなく、工場内の食堂（ケータリングベンダーが運営）等、サプライチェーンに関係する様々な場所で働いている可能性があり、雇用主が当該サプライヤーとは限らない

環境と人権

- ・大気汚染物質は国境を越えて近隣国から飛来
- ・メコン川も複数の国境をまたいで流れるが、ミャンマーでのレアアース採掘の影響で川が汚染され、下流のタイで汚染物質が検出
- ・国際問題、国家のガバナンス不全、紛争、汚職といった複数の要素が絡み汚染物質の発生源を適切に規制できていない現状

法令遵守と人権

- ・東南アジア諸国の著しい発展と、世界的な物価上昇で生活賃金と法定最低賃金との間にギャップが生じている可能性
- ・紛争等により法令があっても適正に執行されない状況
- ・SLAPP訴訟や政府関与のもと行われる土地収奪

2. 各国で散見される人権課題の状況の例

ミャンマー

- ▶ 縫製業セクターで働く労働者の権利侵害
 - ▷ 結社の自由の抑圧
 - ▷ 過酷な労働環境
 - ▷ 不安定な雇用
 - ▷ 児童労働
 - ▷ ジェンダーに関連する問題
- ▶ インフレ、チャット安などに伴い、最低賃金が生活賃金に満たない可能性
- ▶ 国軍・国軍関係者との協業等による資金供与リスク
- ▶ レアアース採掘による環境破壊・人権侵害
 - ▷ 採掘においては、有毒な化学薬品を用いた採掘手法によって山や森林が破壊され、土壤や水系が汚染される懸念。メコン川の汚染の影響は国境を越える
 - ▷ 住民による抗議や異議申し立てに対する、暴力的な脅迫や報復の危険

カンボジア

- ▶ 衣料品・アパレルの製造業における過酷な労働環境
 - ▷ 低賃金、長時間労働、賃金未払い、労働組合活動への弾圧等
- ▶ 女性差別、女性労働者の搾取問題
- ▶ 企業活動による環境破壊、健康被害問題
 - ▷ マンゴー工場による水質汚染、バナナ農園での化学物質被害、観光開発による森林伐採、未処理の廃液排出等
- ▶ 企業による先住民族の土地収奪・土地紛争
 - ▷ 砂糖産業、農業プランテーション、観光開発による強制的土地収奪・森林伐採
- ▶ クメール・クロム族、ベトナム系カンボジア人が教育・雇用・市民権取得等で、差別・制度的排除に直面
- ▶ 児童労働
 - ▷ レンガ製造業、ゴム・プランテーション、農業などで報告されており、土地収奪や農業事業と結びついて発生

2. 各国で散見される人権課題の状況の例

フィリピン

- ▶ 労働環境における女性差別
 - ▷ 特に女性労働者は、生産性連動賃金制度の下で賃金格差・昇進差別を被りやすいとの指摘
- ▶ 労組や人権擁護者に対する弾圧・暴力
 - ▷ 労働組合が、軍・警察から差別的取扱いを受け、組織化や団体交渉の試みが抑圧されているとの指摘
 - ▷ 環境・土地・労働権を擁護する人々（人権擁護者）に対する暴力・脅迫・殺害、司法による嫌がらせやSLAPP訴訟等、多様な手段で活動が妨害されている
- ▶ 鉱業セクターと環境への権利、先住民族の権利など
 - ▷ ミンダナオ島ダバオ・デ・オロ州マサラ村で生じた大規模地滑りについて、被災地の近隣にある金鉱山について環境団体が操業停止と政府調査を要求した事例
 - ▷ ニッケル鉱山について、河川の汚染、地滑りリスクの増大、農漁業の停止、呼吸器疾患・皮膚病などの健康被害といった環境汚染と健康被害への懸念
 - ▷ 鉱物採掘などの大規模開発が、先住民族の土地権および慣習的土地利用の慣行を脅かしているとの報告
- ▶ 海外就労希望者を狙った仲介業者・貸金業者による搾取構造

タイ

- ▶ 労働者の過酷な労働環境
 - ▷ 主に移住労働者（ミャンマー、カンボジア、ラオス等の近隣国から）を対象に、長時間労働、低賃金、賃金不払い、違法な賃金控除、社会保障未加入、強制労働等の権利侵害
 - ▷ 建設業、農業・畜産業、製造業、水産業、サービス業、家事労働等、移住労働者が集中する労働集約型産業で頻発
- ▶ 漁業セクターにおける強制労働と危険な労働環境
- ▶ 水産加工業セクターにおける移住労働者の脆弱性
- ▶ 農業における季節移住労働者の労働実態と搾取構造
- ▶ 言語・文化的・制度的差異に起因する移住労働者への差別、権利侵害
 - ▷ タイ語を話せない移住労働者に教育・安全管理・労働条件で差別を受けやすい構造的な問題が存在
 - ▷ 労働監督当局へのアクセスや苦情処理メカニズムの利用も困難であり、被害を受けても声を上げられない状況
 - ▷ 合法的な在留・就労資格を維持する手続きの複雑さにより、更新ができず非正規移民となってしまう問題も
- ▶ 環境汚染と人権
 - ▷ ミャンマーでのレアアース採掘の影響でメコン川が汚染され、下流のタイで汚染物質が検出、健康被害が懸念されている

2. 各国で散見される人権課題の状況の例

ベトナム

- ▶ アパレルセクターやそのサプライチェーンにおける労働者の権利に関する諸問題
 - ▷ ベトナムにおける基幹産業とも言える縫製業セクターについてのCOVID-19期の調査
 - ▶ 地域別に設定されている最低賃金の水準は、推定生活賃金を大きく下回ると指摘
 - ▶ この賃金ギャップのもとで、賃金未払い、差別の解雇、個人用防護具不足、ソーシャルディスタンスを保てない密集作業の継続など多様な侵害事例が報告
- ▶ ホーチミン市における物価上昇と低賃金による生活困窮
 - ▷ ホーチミン市では、近年、住宅費・光熱費・医療・教育費等の生活費が急激に上昇
 - ▷ 工場労働者の賃金では生活を維持することが極めて困難で、家賃や子どもの学費も支払えない
 - ▷ 一部では都市生活を維持できず農村へ戻る動きも
- ▶ 電子機器産業における女性の移住労働者の権利
- ▶ 企業活動による環境事故
 - ▷ 2016年のフォルモサ・ハティン製鉄所による化学物質流出事故では有害物質が海洋に排出され、200キロを超える海岸線が汚染、115トン以上の魚が死滅し、漁業や観光業に壊滅的打撃を与えた。OHCHRは2024年5月に、被害者が効果的救済にアクセスできていないと指摘
 - ▷ 2024年にはロンアン省（2025年7月以降の省市再編で、現在の名称はタイニン省）で工場が廃水を不法に排出し、周辺住民が農業用水を利用できなくなる事態が発生。当局は3,000万ドンの罰金を科し廃水回収を命じたが、地域社会に深刻な影響と報道

インドネシア

- ▶ 移住労働者・外国人労働者の過酷な労働環境
 - ▷ 移住労働者・外国人労働者等が、漁業セクター・鉱業セクター等において、虐待、賃金不払い、過度な監視、強制労働、身体的暴力等の深刻な人権侵害を受けている事例あり
- ▶ 女性差別や宗教に起因する差別
- ▶ 工業団地での安全管理の懈怠による労働災害と補償問題
- ▶ 企業による資源開発（ニッケル、亜鉛、ボーキサイト等の採掘・製錬）や農業事業（パーム油、砂糖、紙パルプ向け植林）による先住民族の土地侵害
- ▶ 企業活動による環境破壊・健康被害
 - ▷ パプア州ラジャアンパットで海洋生態系への影響が問題視され、政府がニッケル関連4社の許可を取り消した事例
 - ▷ 同じ海域のマヌラン島では、企業がニッケルの採掘で出た沈殿池の廃水を濾過しないまま海へ流出させたことで高濁度を引き起こし、環境省が操業停止を決めた事例も

2. 各国で散見される人権課題の状況の例

マレーシア

- ▶ 幅広い分野での移住労働者の過酷な労働環境
 - ▷ 製造業・建設・農業・パームプランテーション等で、生活賃金に満たない低賃金、長時間労働、賃金未払い、パスポート没収、劣悪な宿舎、人身売買、児童労働等が多数報告されている
- ▶ 就労斡旋詐欺被害
 - ▷ 南インド、バングラデシュ、ネパール等の労働者が標的となり、違法な高額仲介料や虚偽の就労情報により渡航。到着後は仕事も賃金もなく、非正規の移住労働者となる事例も
- ▶ 難民・移民への差別・排斥・ヘイトスピーチ
 - ▷ 特にロヒンギャ難民やバングラデシュ等からの移住労働者などに対して、SNSや地域社会での排斥や脅迫が増加
- ▶ 民族・宗教・言語に基づく差別
- ▶ 児童労働
- ▶ 企業による先住民族の土地収奪
 - ▷ サラワク州等で、伐採・農業（特にパーム油関連事業）を行う企業が、十分な同意や補償なしに先住民族の土地を収奪。抗議活動に対して住民が逮捕や威圧を受けた事例も報告

ラオス

- ▶ 企業活動による森林伐採、先住民族の土地収奪
- ▶ 一部の特別経済区（SEZ）において、過度な労働時間や不十分な労働環境の下での労働搾取が発生しているとの指摘
- ▶ ラオス人海外就労希望者を狙った人権リスク
 - ▷ 雇用機会の不足により近隣諸国への就労を希望している若者が、非正規ルートを介した就労仲介業者や雇用主による搾取に遭う被害が拡大
 - ▷ SNSを通じた偽求人広告が多発し、労働者が国外で拘束・搾取される事例も報告されている
- ▶ 児童労働
- ▶ レアアース採掘が環境に与える影響
 - ▷ 鉱山からの化学物質の流出がもたらす健康被害・環境被害についての懸念

2. 各国で散見される人権課題の状況の例

シンガポール

- ▶ Training Employment Pass制度の悪用と移住労働者の搾取（仲介料徴収、低賃金・長時間労働、偽給与明細等）
 - ▷ Training Employment Pass（TEP）は、外国人がシンガポールで短期間の専門研修や職業訓練を受けるための就労許可。本来は若手専門職や管理職候補の研修を目的としているが、実際にはこれを悪用して、低賃金労働者を「研修生」として名目上受け入れ、仲介料徴収・低賃金・長時間労働・偽給与明細の発行等搾取的に扱う事例が多数報告されている
 - ▷ 飲食業、倉庫・物流、清掃・メンテナンス、観光・ツアービジネス等において報告されている
- ▶ 移住労働者ドミトリーの衛生環境や居住環境の課題
- ▶ 安全管理未整備により建設現場で相次ぐ労働者の死亡・負傷事故

目次

I. はじめに

II. 調査手法

III. 東南アジアで散見される人権課題の例（国際機関や市民社会団体などからの調査によるもの）

IV. 企業に求められる行動

V. 企業による好事例

VI. 東南アジア地域における人権デューディリジェンス・見落としがちなポイント

1. ステークホルダーエンゲージメント

- 国連指導原則は、企業と、影響を受ける可能性のあるステークホルダーとの間での継続的対話を求めている
- 以下は、国連指導原則が求めている狭義のステークホルダーエンゲージメントそのものではない
 - ・サプライヤに対する質問票の送付とそれに対するサプライヤ自身の自己評価
 - ・専門家との定期的な意見交換
- 東南アジア地域におけるステークホルダーエンゲージメント実践のポイント
 - ・本社サステナビリティ部門と、東南アジア現地の子会社等の拠点の従業員（駐在員、ローカルスタッフ）との協働
 - ・現地拠点従業員へのビジネスと人権に関する研修や能力開発プログラムを提供

環境問題対応

- ・国境をまたぐ問題については、汚染源や汚染源に関する企業活動の所在地と、影響を受ける人々の所在地が大きく異なり得る。ステークホルダーエンゲージメントの相手方が、必ずしも事業活動の所在する国や地域にとどまらない可能性があるという前提で、エンゲージメントの計画・実践を行う必要あり

ジェンダー視点

- ・法定の環境影響評価プロセスが完全ではなかったり、プロセス自体は適切に設計されていても、実際の運用が汚職等により歪められていたりといった事情により、周辺住民、特に、女性・子ども・障がい者やその他のマイノリティ集団の情報へのアクセス、意思決定手続への参加、司法および効果的な救済へのアクセスといった人権に負の影響を生じさせている可能性も併せて検討
- ・女性や少女、LGBTIといった集団への他の集団とは異なる負の影響や、女性特有の障壁については十分な注意を払う必要
- ・自社の人権デューディリジェンスのプロセスにおいて参照しているデータ取得・分析の方法（例：現地調査時の調査員からの報告、労働組合・コミュニティとの対話内容など）においても、ライツホルダー集団の細分化などの手段を検討

人権擁護者

- ・東南アジアは、人権擁護者に対する司法を通じたハラスメントが世界で2番目に多い地域であるとの報告もある
- ・人権擁護者自身や人権擁護者の問題に取り組むステークホルダーとの対話が第一歩として必要

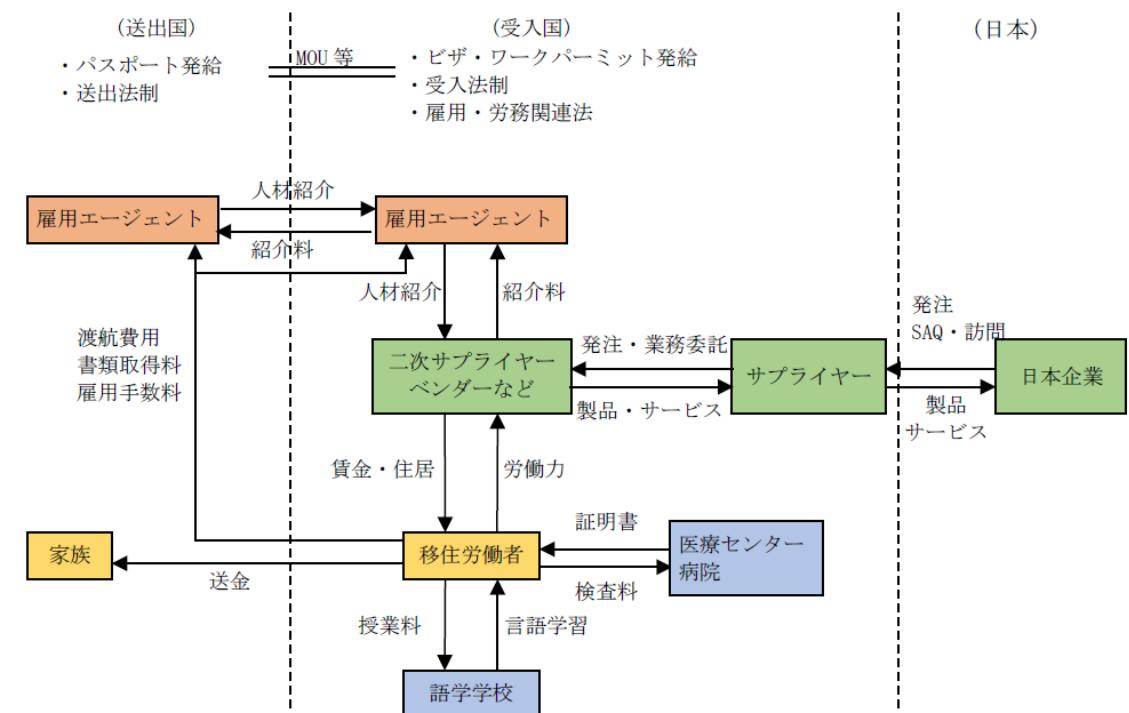
2. 移住労働者の権利に特化した取り組み

■ 移住労働者が抱えている脆弱性を理解することが出発点となる

- ・ **借金による束縛**：航空機等による移動そのもののほか、パスポート・ビザ・労働許可証等の移住労働に必要な法的書面の取得等、そもそも就労までに必要な費用が高額になり得ることに加えて、雇用手数料や高利での貸金等を行う雇用エージェントの存在、一時帰国時に保証金名目で金銭の支払いを求める雇用主の存在
- ・ **言語の壁**：雇用契約書が理解できず搾取的な条件に合意してしまう、グリーバンスメカニズムへのアクセスの障壁
- ・ **差別・ハラスメント**：人種差別・外国人差別にさらされ、職場でのハラスメントの対象にもなりやすい可能性
- ・ **社会保障へのアクセス**：労災事故に遭ったり病気になってしまふことで、高額な治療費負担が借金につながる可能性
- ・ **労働組合への加入**：法令上禁止される／インフォーマルな雇用形態が蔓延しているために加入していないケースも

移住経路の理解

- ・ 移住労働者の権利と一口に言っても、誰の、どんな権利が、誰によって侵害されるのかという問題状況は、サプライチェーン毎に様々
- ・ まずは移住労働者の移住のプロセスをマッピングし、当該プロセスに関わるアクターを把握した上で、具体的にどのアクターによる、どのような慣行が、自社の事業活動及びサプライチェーン上で働く移住労働者的人権に負の影響を及ぼしている又はそのおそれがあるかの分析が必要
- ・ **一次サプライヤーの向こう側に、右図のような移住労働のエコシステムが存在し、移住労働者の権利への負の影響の原因になっている可能性があることを認識した上で、人権デューディリジェンスの各種施策を検討すべき**



2. 移住労働者の権利に特化した取り組み

- 前頁の脆弱性は、**移住労働者が構造上抱えているもの**であり、国連指導原則のフレームワークのもと、実際の負の影響だけでなく**潜在的な負の影響にも対処する責任がある**とされる日本企業としては、その東南アジアにおけるバリューチェーンに移住労働者が存在する限り、その脆弱性に留意
- 移住労働者本人に加え、ライツホルダーたる家族についても負の影響が問題となり得る点を視野に入れることが重要

家族の権利

- ・ 移住労働者の家族もライツホルダーであり、そもそも自社の人権デューディリジェンスが、移住労働者の家族をライツホルダーとして捉えてエンゲージメントの対象としているか、再考の必要あり
- ・ 農業セクターの季節労働者と一緒に、子どもも移動しているのではないか⇒児童労働リスク
- ・ 家族生活への権利も人権
 - ・ 移住経路が危険であったり労働条件や社会保障上の問題で移住先への家族の帯同が難しい
 - ・ 労働者用の住居が家族との同居に適さない
 - ・ 女性労働者が妊娠した場合に強制送還等される恐れがあるため危険な中絶行為につながっている場合がある
 - ・ LGBTIの両親と子との間の法的な親子関係等、多様性を考慮しない法制度により家族の帯同ができない場合がある

質の高いデータ

- ・ ライツホルダーとの直接の対話から得られた質の高いデータを取得・分析することは、効果的な人権デューディリジェンスの実施の基礎となる
- ・ 移住労働者がアクセスしやすいグリーバンスマカニズムを運用する又は既存のメカニズムに参加することは、移住労働者自身の声を直接聞く手段として、上記の人権デューディリジェンスにおける質の高いデータ収集にも資する可能性がある

3. 法令遵守と人権デューディリジェンス

- 東南アジア経済の一定割合を占めるインフォーマル経済では、**その性質上、雇用契約や労働組合、政府による規制といった法的な枠組みが十分に及んでいない**ため、「法令を遵守しているかどうか」では適切に捉えきれない人権への負の影響が労働者に及んでいる可能性

インフォーマル 経済

- ILOは、インフォーマル経済について、「深刻なディーセント・ワークの欠如」がみられると指摘。脆弱性の高い労働者集団であると考えられる
- 日本企業としては、サプライヤーからの「当社では労働に関する法令を遵守しており問題ない」との回答に満足することなく、東南アジア地域には、一般的にこうしたインフォーマル経済が存在することをまずは認識する必要あり
- 自社のサプライチェーン上にインフォーマル経済が関わっている可能性について、ステークホルダーとの対話を通じて検討・分析し、インフォーマル経済で働く労働者がその人権に潜在的な負の影響を受けている可能性がある
- 自社が助長ないし直接関連していると考えられる場合には、ILOが第204号勧告及び2025年の決議で述べているインフォーマル経済の円滑な「フォーマル化」のための施策を含む、当該負の影響の防止の手段を検討・実施すべき

インフォーマル経済による生産がGDPに占める割合

	2020年
タイ	48.4%
フィリピン	39.8%
ブルネイ	33.4%
マレーシア	30.5%
インドネシア	17.9%
ベトナム	14.4%
シンガポール	12.3%

(出所) APEC Policy Support Unit 「Addressing Informality: Transitioning to the Formal Economy」より抜粋

3. 法令遵守と人権デューディリジェンス

- 各国の森林保護に関する法規制と、農業サプライチェーン上の森林破壊に伴う人権（森林のエコシステムに依存している先住民やコミュニティの人々の土地等の資源への権利など）への負の影響との関係についても注意が必要

森林保護法令と 人権

- ・ その国の法令が遵守されているからといって、必ずしもその場所で森林破壊がない（ひいては、森林破壊に伴う人権への負の影響が潜在的にも存在し得ない）とは言い切れない
- ・ インドネシアにおいては、法的に保護された森林区域で違法に操業しているアブラヤシプランテーションについて、政府が事後的に当該操業を合法化する「ホワイトニング」と呼ばれる手續が存在するとの現地メディアによる指摘もある
- ・ ホワイトニングを経たプランテーションは、実際には森林破壊に寄与している（又はその恐れがある）としても、合法扱いとなるので、インドネシアの法令遵守の観点では、それ自体は問題とならない。しかしながら、こうした合法化のプロセスが、先住民やコミュニティに負の影響を及ぼしているという懸念の声も報告されている

目次

I. はじめに

II. 調査手法

III. 東南アジアで散見される人権課題の例（国際機関や市民社会団体などからの調査によるもの）

IV. 企業に求められる行動

V. 企業による好事例

VI. 東南アジア地域における人権デューディリジェンス・見落としがちなポイント

1. TAT WIN – 天然ゴム（ラテックス）濃縮メーカー

TAT WIN Co., Ltd.

- ▶ 2001年設立のタイ南部拠点の天然ラテックス濃縮メーカーであり、医療用手袋や産業用ゴム製品などの原料として使用されるラテックス凝縮液を国際市場に供給
- ▶ 原料のラテックスはタイ南部の小規模農家から複数の集荷拠点を通じて調達

同社の取り組む環境関連の人権デューディリジェンス

- ▶ 人権課題
 - ▷ 自社工場の臭気や排水などが周辺住民の生活環境に与える影響
 - ▷ 原料のラテックスを生産する小規模農園の活動による森林減少が地域住民の生活や生態系に及ぼす影響
- ▶ ステークホルダー・エンゲージメント – “Active Dialogue”の実践
 - ▷ 自社工場における臭気問題に対し、周辺住民やNGOなどのステークホルダーとの積極的かつ継続的な対話を重視。オープンで日常的な関係性を構築することにより、問題の初期兆候を早期に把握し、迅速な取り組みにつなげることが可能
 - ▷ 住民代表やNGOを工場に招き、臭気処理や排水対策設備の仕組みを丁寧に説明するほか、近隣住民とのグループチャットを通じて日々の臭気状況を共有し、リアルタイムかつ双方向のコミュニケーションを実現
 - ▷ 地域行事への参加や学校などの地域コミュニティとの連携によるイベントの開催を通じて、信頼関係の構築と対話の土壤づくりにも注力
- ▶ キャパシティ・ビルディング – 小規模農家の自立支援と継続的フォローアップ
 - ▷ サプライチェーン上流における森林減少の課題に対し、同社は小規模農家を集め、環境関連規制の説明や、廃棄物管理、個人用防護具の使用方法に関する研修を実施
 - ▷ 環境リスクの低減のためには、農家が自ら法制度や環境基準を理解して持続的な生産を継続できる体制作りが不可欠であるため、研修後も定期的な電話連絡などを通じてフォローアップを行い、継続的な関与により改善を支援

2. HP Inc. — グローバル電子機器メーカー

HP Inc.

- ▶ HP Inc.は、世界170カ国以上で事業を展開するグローバルIT企業であり、パソコンやプリンターなど多様な製品・関連サービスを提供している。同社のサプライチェーンは6大陸・41カ国以上、700社超の製造サプライヤーと数千社の非製造サプライヤーから構成されている
- ▶ 同社は主要な製造サプライヤーのリストや所在地、労働者属性（移住労働者比率など）を公開し、サプライチェーン全体の透明性と責任ある調達を重視

同社の取り組む現代奴隸リスク関連の人権デューディリジェンス

- ▶ 人権課題
 - ▷ 強制労働や児童労働を含む現代奴隸リスク
 - ▷ 特に現代奴隸リスクが高い領域として、自社オフィスにおける清掃や警備などの非製造サプライヤー、自社工場のワーカー、及び、製造サプライヤーのうち、移住労働者が多く法的保護やその執行が不十分な国・地域のサプライヤー等を特定
- ▶ 現場の声によるリスク把握と継続的モニタリング
 - ▷ サプライチェーンにおける人権リスクを現場レベルで把握・予防するため、現地NGOや第三者機関と連携した人権影響評価（HRIA）を実施。
 - ▷ タイ：サプライヤーの管理職だけでなく、工場労働者にも直接インタビューを行い、国内外の市民社会組織や人権擁護者とも意見交換することで、多角的な視点から課題を抽出。移住労働者を含む労働者が安心して声を上げられるよう、タイ語やミャンマー語など多言語・匿名対応のグリーバンスマカニズムを整備
 - ▷ フィリピン：第三者機関と協働した苦情処理メカニズムのパイロット実施し、オンライン・電話・対面など多様なチャネルを用意
- ▶ 是正措置・救済の徹底と透明性の確保
 - ▷ サプライチェーンにおいて違法な採用手数料徴収やパスポート保持などの人権侵害が発覚した場合、被害者である労働者への実効的な救済がなされるよう徹底
 - ▷ 2024年には、マレーシア、シンガポール、タイを含む10社のサプライヤーにおいて、違法な採用手数料徴収、パスポートの取り上げ、移動の制限などが確認されたため、それらのサプライヤーに対して「労働者への採用手数料の返還」「移住労働者の採用方針の改訂と従業員への周知」を厳格に指示し、結果として1,100人以上の労働者に対し合計156万ドル超の返金が実現された

3. PT. Alter Trade Indonesia — インドネシア水産加工業者

PT. Alter Trade Indonesia

- ▶ 日本や米国、韓国向けに輸出されるエビ等水産物の加工事業を行なうインドネシア企業（親会社は日本企業）
- ▶ 主要な原材料であるエビは、1400を超える数の国内のエビ養殖業者（多くは家族経営の小規模業者）から調達
- ▶ インドネシア国内では、人工的な養殖池を整備して養殖密度を高めて行われる集約養殖と呼ばれる方法が主流であるのに対して、同社の調達先は、自然の池を利用して養殖密度を下げて行われる粗放養殖と呼ばれる方法を採用し、環境への負荷が相対的に低いとされている点に特徴

同社の取り組むコミュニティ関連の人権デューディリジェンス

- ▶ 人権課題
 - ▷ 水産業における既存の社会監査・環境監査の仕組みについて、バイヤーからサプライヤーに一方的に課される小規模業者にとって複雑かつ達成困難な基準に基づいており、バイヤー側の関心が基準を満たすか満たさないかという点のみに置かれていることが、ひいては、基準を満たさない生産者のグローバル・サプライチェーンからの切り離しにつながり、生産者家族のディーセントな暮らしのために必要な収入の妨げになり得るということに問題意識
 - ▷ 同社では、サプライヤーである小規模業者と協働して改善点を特定し、問題解決のためにサプライヤーと一緒に取り組むというアプローチによる独自のエンゲージメント手法を実践。
- ▶ 女性のエンパワーメント
 - ▷ サプライヤーである家族経営の小規模養殖業者において、主に父親が生産現場での肉体労働の役割を担い、母親は主に家計の管理等を行っているという傾向があることに着目し、生産者家族の収入向上につなげるための女性のエンパワーメントとして、母親らに対して、生産システムに関する記録・データの管理等、当該養殖場の生産プロセス改善のための新しい業務についての研修を実施
- ▶ 顧客への働きかけ
 - ▷ 人工的な環境で行われる集約養殖では、エビの大きさが均一的になるのに対して、粗放養殖では、エビの大きさにはらつきが生まれやすいところ、同社の顧客を含む国際的なマーケットでは、大きいサイズのエビの人気が高く、この傾向が粗放養殖業者の収入の安定を脅かしていることに問題意識
 - ▷ 顧客に対して、粗放養殖のそのような特性や、小さくても大きいエビと同様の社会・環境基準で生産された安心・安全な製品であることを丁寧に説明し、大きいサイズのエビだけを購入する慣行を変えてもらうことに成功
 - ▷ このような顧客への働きかけにより、それまでは小さいエビを需要の小さいローカルマーケットに販売せざるを得なかつた小規模養殖業者の収入の安定につながった

目次

I. はじめに

II. 調査手法

III. 東南アジアで散見される人権課題の例（国際機関や市民社会団体などからの調査によるもの）

IV. 企業に求められる行動

V. 企業による好事例

VI. 東南アジア地域における人権デューディリジェンス・見落としがちなポイント

人権デューディリジェンス・見落としがちなポイント①

東南アジア地域における人権デューディリジェンスとして対処すべき点を看過している可能性を見つけ出すためのチェックリストを作成。以下では、その一例を紹介する。

- 人権デューディリジェンスのプロセスにおいて、ステークホルダーエンゲージメントは、実施してもしなくてもよいと考えている
- 自社が実施しているステークホルダーエンゲージメントは、サプライヤー(雇用主)からの自己評価質問票の回収や、ビジネスと人権に関する専門家との定期的な意見交換のみである
- 東南アジア現地子会社の担当者と現地の人権デューディリジェンスにおいて協働したことがない
- 東南アジア現地子会社の担当者と現地の人権デューディリジェンスにおいて協働しているが、当該担当者は自社グループのビジネスと人権に関する研修や能力開発プログラムの受講対象外である
- 東南アジア地域における自社の事業又はバリューチェーンから生じ得る環境問題については把握しているが、それが人権に与える影響は検討したことがない
- 環境問題に関する苦情がグリーバンスマカニズムに寄せられたときに、苦情は環境担当部門にのみ共有され、人権担当部門に共有されるフローになっていない
- 「労働組合」「地域コミュニティ」「移住労働者」といったステークホルダーとの対話の結果を整理・検討する際、当該集団全体の中の男女比や対話相手のジェンダーについて考慮したことがない

人権デューディリジェンス・見落としがちなポイント②

東南アジア地域における人権デューディリジェンスとして対処すべき点を看過している可能性を見つけ出すためのチェックリストを作成。以下では、その一例を紹介する。

- 東南アジア地域で事業を行っているが、自社の事業又はバリューチェーンと、人権擁護者に対する抑圧・ハラスメントとの関係について検討したことがない
- 自社のグリーバンスマカニズムは移住労働者も利用可能であるが、移住労働者に対するグリーバンスマカニズム利用に関する啓発や情報提供については検討したことがない
- 移住労働者が、外国人であるがゆえに現地法制度のもとで労災や病気等に対する十分な社会保障が受けられないのは、その国の政府の問題であるので、会社の人権尊重責任とは関係がないと考えている
- 自社製品の原材料を製造するサプライヤー（メーカー）には、移住労働者は雇用されていない。一方で、当該サプライヤー（メーカー）が起用している警備、輸送、倉庫管理、物流、清掃などのサービスプロバイダーにおいて移住労働者が雇用されているかについては、情報がない
- 移住労働者がどのような経路をたどって現在の職を得るに至ったかという背景事情は、現在の職に関する労働条件に関係がないから、会社が人権尊重責任を果たす上で考慮すべき事情ではないと考えている

人権デューディリジェンス・見落としがちなポイント③

東南アジア地域における人権デューディリジェンスとして対処すべき点を看過している可能性を見つけ出すためのチェックリストを作成。以下では、その一例を紹介する。

- 人権デューディリジェンスで考慮すべきは、労働者の人権のみであるから、会社が人権尊重責任を果たす上では、移住労働者の家族（配偶者や子ども等）の人権への負の影響までは、考慮する必要はないと考えている
- サプライチェーン上の児童労働リスクについては、サプライヤーに対して、「未成年を雇用していますか」という質問を送付し、「雇用していない」との回答が得られているので、問題がないと考えている
- グリーバンスマカニズムは、国連指導原則の第三の柱である救済へのアクセスに関する施策であり、第二の柱である企業の人権尊重責任の実践としての人権デューディリジェンスとは、関係がないと考えている
- インフォーマル経済は、東南アジア社会に根付いた慣習であり、日本企業がその変革に向けて施策を講じることまでは期待されていないから、東南アジアのサプライヤーに対しては、現地の法令と慣習を守っていることを最低限、求めれば足りると考えている
- 森林破壊により森林のエコシステムに暮らしが依存している人々の人権に負の影響が生じ得ることは理解するが、調達している原材料の東南アジアにおける産地では、農園開発が森林破壊には該当しないことの政府からのお墨付きが得られているとサプライヤーからの説明があったので、人権デューディリジェンスの実施の上ではその説明をもってひとまずは問題ないと整理できている



本資料に関するお問い合わせ先 :

弁護士 湯川 雄介（ヤンゴン事務所代表） y.yukawa@nishimura.com

弁護士 長岡 隼平（バンコク事務所） j.nagaoka@nishimura.com